

相模原市コンプライアンス推進指針



令和3年3月改定

〔令和4年5月改訂
令和5年6月改訂〕

相模原市

目 次

趣 旨	・・・	1
コンプライアンスとは	・・・	2
コンプライアンス推進目標	・・・	3
コンプライアンス行動指針	・・・	4
1 サービス義務・公務員倫理の徹底	・・・	5
2 法令を遵守した適正な事務執行	・・・	5
3 情報管理の徹底	・・・	6
4 ハラスメントの根絶	・・・	7
5 風通しの良い職場づくり	・・・	7
6 信頼される市民対応	・・・	8

趣 旨

本市は平成 22 年 4 月に政令指定都市に移行し、その翌年度には、コンプライアンス推進課を設置するとともに本指針を策定し、コンプライアンスの推進に取り組んできました。

これまでを振り返ると、全庁的なコンプライアンス推進体制の整備、外部意見を取り入れるためのコンプライアンス推進委員会の設置など、様々な仕組みを構築してきましたが、依然として事務処理ミスやハラスメント事案などの不祥事が発生しています。

一方、民間委託や指定管理者制度などの公民連携の進展により、職員には公法分野のみならず民間を律する法律や会計制度等への理解を深める必要が生じてきたことや、SNS の普及による不適切な情報拡散リスクへの対応等、様々な社会環境の変化に応じ、行政におけるコンプライアンスの領域は広がりつつあります。また、地方自治法の改正による内部統制制度の導入や労働施策総合推進法の改正によるハラスメント防止対策の強化、公益通報者保護法の改正による通報者の個人情報保護の厳格化など、コンプライアンスに関する法改正も行われてきました。

本市においても、こうした社会情勢の変化に適切に対応するとともに、より実効的なコンプライアンスの推進に係る取組を進めることにより、市民の信頼を確保し、高めていかなければなりません。

こうしたことから、職員一人ひとりが公務に臨む基本姿勢とコンプライアンス意識の維持・向上を図り、コンプライアンス行動を実践するため、令和 3 年 3 月に本指針を改定しました。今後も引き続き、職員が常に意識すべき行動指針として本指針を活用していくものです。

これまでの経緯

平成 24 年 3 月「相模原市コンプライアンス推進指針」策定

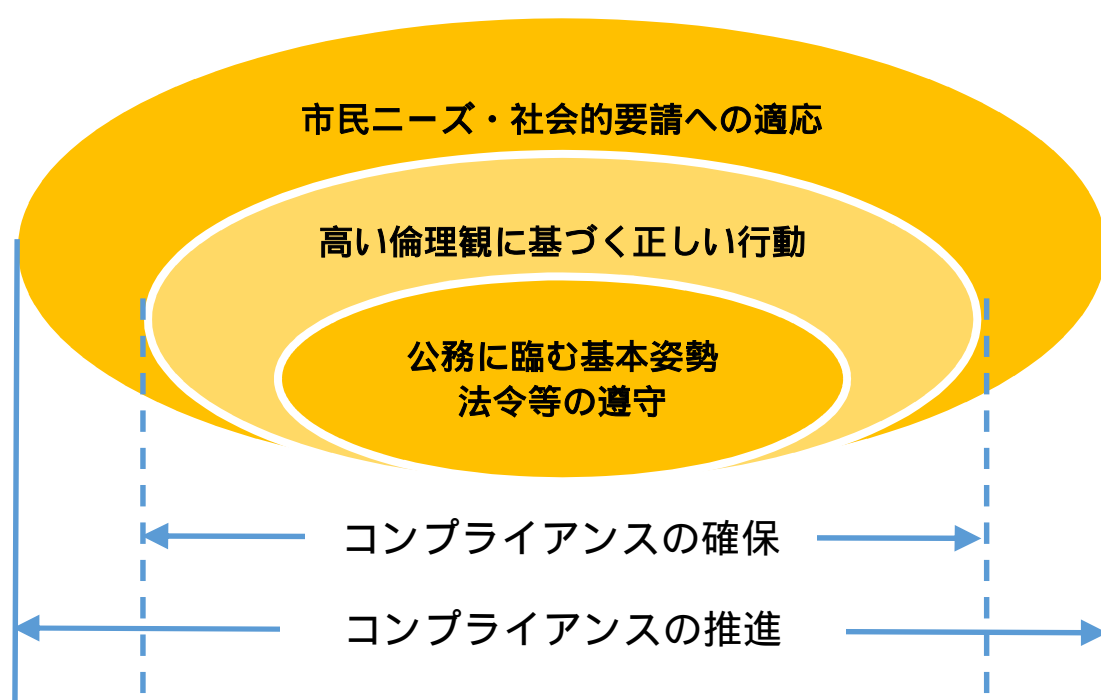
令和 3 年 3 月「相模原市コンプライアンス推進指針」改定

・「相模原市組織運営の改善に向けた取組方針」(令和 2 年 7 月策定)を受けた内容の見直し

コンプライアンスとは

本市におけるコンプライアンスとは、「法令等の遵守や高い倫理観に基づき正しい行動をすることのみならず、市民ニーズや社会的要請に応えていくこと」です。

取組を大別すると「公務に臨む基本姿勢を保持する。」「法令等^{*1}を遵守し、適正な事務を執行する。」「高い倫理観に基づき正しい行動をする。」、これらはコンプライアンスを確保する取組となり、「市民ニーズや社会的要請に応える。」ことは、コンプライアンスを推進する取組となります。

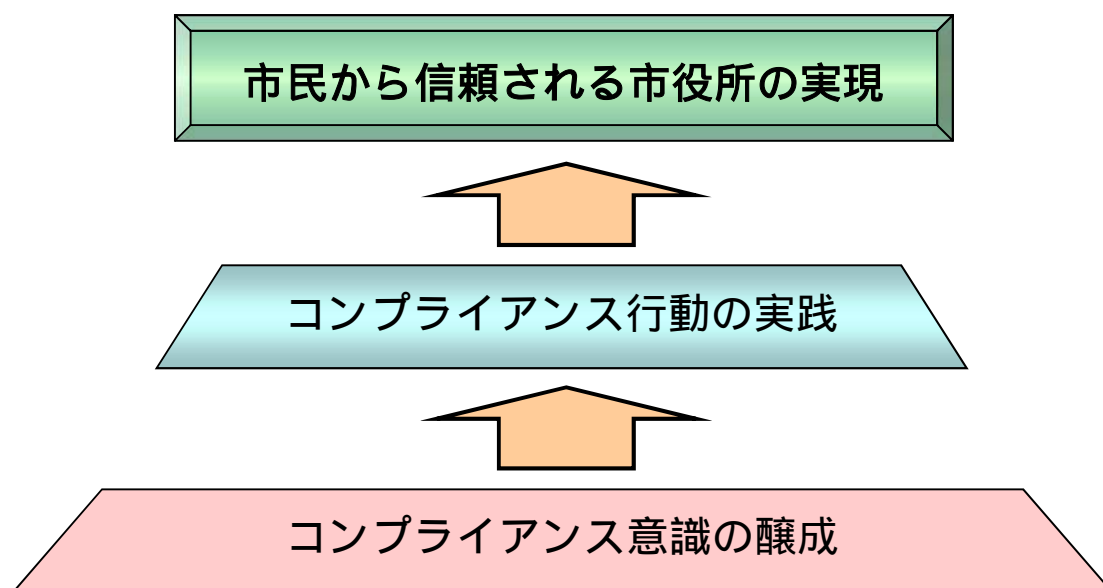


* 1 「法令等」 法律、政令、省令、条例、規則のほか組織内部に適用される規程等を含みます。

コンプライアンス推進目標

円滑な市政運営には、市民との信頼関係が必要不可欠です。そして、市民との信頼関係を構築していくには、個々の職員が公務員としての立場を改めて認識し、法令等に基づき適正に職務を遂行することは当然のこととして、職務外であっても法令、社会規範やマナーについても率先して遵守していくことが求められます。

こうしたことから、コンプライアンス意識を醸成するための基盤となる活力ある職場づくりを進めるとともに、私たち職員一人ひとりが公務員としての高い倫理観を持ち、社会的責任を自覚してコンプライアンス行動を実践し、質の高い行政サービスを提供することによって、「市民から信頼される市役所の実現」を目指します。



コンプライアンス行動指針

コンプライアンス推進目標を達成するために職員一人ひとりが行動する際に、常に意識しなければならない6つの項目を、行動指針として掲げます。

すべての職員は、業務上のみならず私生活においても、自らの行動を振り返り、コンプライアンス行動が実践できているか、日頃から確認する必要があります。

- 1 服務義務・公務員倫理の徹底
- 2 法令を遵守した適正な事務執行
- 3 情報管理の徹底
- 4 ハラスメントの根絶
- 5 風通しの良い職場づくり
- 6 信頼される市民対応

1 服務義務・公務員倫理の徹底

(1) 服務規律の徹底

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために、全力を挙げて勤務する義務が課せられていることを常に意識し、公務に臨む基本姿勢を保持すること

(2) 倫理意識の保持

職務遂行中はもとより、勤務時間外であっても、自らの行動が公務全体の信用に影響することを常に意識し、法令遵守はもとより高い倫理観を保持し、市民の信頼を損なうような行動をしないこと

2 法令を遵守した適正な事務執行

(1) 法令遵守の徹底

事務の執行に当たっては、常に根拠となる法令等を確認し、十分に理解して正しく適用すること

職場において法令違反行為等を知り得たときは、隠ぺいや看過をせず、上司に報告、相談、あるいは公益通報制度^{*2}に基づき通報するなど適切な対応を図ること

(2) 財務に関する事務の適正な執行

内部統制基本方針^{*3}に基づき、財務に関する事務についてリスク対策を講じ、不備の発生を未然に防止すること

公金の取扱いに当たっては、市民から預かった大切な税金であるという意識を常に持ち、複数職員による確認を行うなど、適正管理の徹底を図ること

契約事務については、競争入札が原則であることを認識し、事務手続の透明性、公平性を確保し適正に執行すること

* 2 「公益通報制度」 行政運営上の違法又は不当な行為等があった場合に、その事実を知る職員等から内部通報を受け付け、違法な状態の是正等を図る制度。本市においてはコンプライアンス推進課が通報窓口となっています。

* 3 「内部統制基本方針」 地方自治法第 150 条の規定に基づき、県及び政令指定都市の首長が定めなければならない内部統制に関する基本方針。本市においては、対象事務を「財務に関する事務」として、令和 2 年 2 月に策定しています。

(3) 事務処理ミス防止の徹底

事務マニュアルの作成、事務引継ぎの徹底など職員間の情報共有を図り、組織的なチェック体制を構築し、事務処理ミスの発生を未然に防止すること

事務処理ミスが発生したときは、直ちに所属長に報告し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、原則として報道機関に公表すること

事務処理ミスの原因を究明し、組織的な再発防止策を講じること

3 情報管理の徹底

(1) 個人情報の適正な取扱い

個人情報^{*4}は、必要最小限の情報を、事務の目的に必要な範囲内で収集するとともに、取扱い目的を明確にし、目的の範囲を超えて利用しないこと

個人情報の紛失や漏えい等の事故を起こさないよう管理徹底を図ること

(2) 適正な公文書の作成・管理

市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務があることを常に意識し、公文書の作成に関する指針に基づき、確実かつ適正に作成すること

公文書は市民共有の知的資源であることを認識し、常に公文書の所在を把握し、適正に管理すること

(3) 情報セキュリティポリシーの遵守

電子情報の改ざん、漏えい等や、情報システム障害を防止するために、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、情報セキュリティポリシー^{*5}を遵守すること

*4「個人情報」 住所、氏名、生年月日等の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。マイナンバーについては、マイナンバー及びマイナンバーをその内容に含む個人情報を「特定個人情報」として一層慎重な取扱いが求められます。

*5「情報セキュリティポリシー」 「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」をいいます。

4 ハラスメントの根絶

(1) ハラスメントの理解

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、職場における妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等について、どのような言動が該当するのか、また、どのような影響を及ぼすのかなど、ハラスメントに関する理解を深めること

(2) ハラスメントの根絶

ハラスメントは、職員の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける行為であり、職員の勤労意欲の低下や、職場環境の悪化を招くなど、公務の円滑な遂行を阻害することから、ハラスメントはしない・させない・見過ごさないという強い意志を持ち、ハラスメント根絶に向けた取組を徹底すること

5 風通しの良い職場づくり

(1) 職場における情報共有

局・部・課等、組織が目指す目標やその障壁となる課題を全所属職員で共有し、目標達成に向け一丸となって業務に取り組むこと

(2) 関係部署間における連携

関係部署間において、情報・ノウハウの共有や積極的な意見交換を行い、十分に連携を図ること

(3) 自由で率直な意見交換

管理職をはじめ全職員を挙げて、目先のことに捉われず、違和感に蓋をすることのないよう、真に必要な議論を自由率直に交わせる職場づくりに取り組むこと

6 信頼される市民対応

(1) 誠実かつ公平・公正な対応

市民と接するときは、自らの対応が市役所への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を心掛けること

市民からの意見、相談、苦情等は、市民が行政に何を求めているのかを知ることができる貴重な機会と捉え、市民の立場で考え、懇切丁寧な対応を心掛けること

(2) 不当要求行為等への毅然とした対応

暴力や脅迫など不当な手段によって職務を強要する不当要求行為や社会常識を逸脱した手段による要求行為に対しては、上司に報告、相談の上、組織的な対応を徹底するとともに、毅然とした態度で臨むこと

コンプライアンスに則しているかどうか
迷いが生じたときは、自問自答してみましよう。

法令に違反していないか

社会常識を踏み外していないか

市民に堂々と説明できるか

